

会計検査について

1 会計検査法第20条の改正

第20条

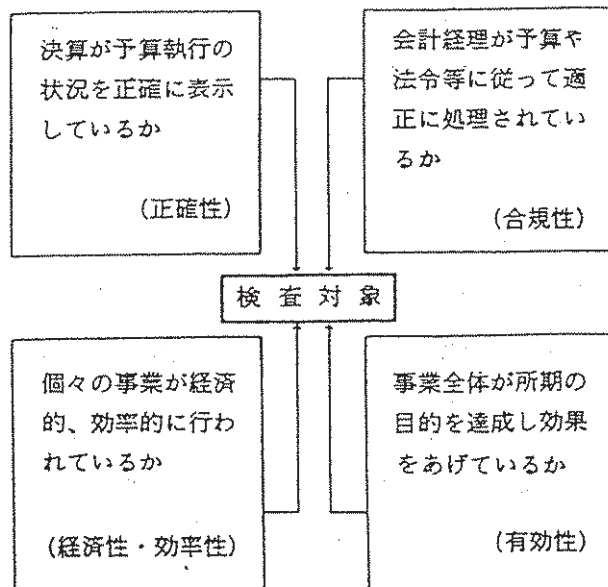
会計検査院は、日本国憲法第90条の規定により国の収入支出の決算の検査を行う外、法律に定める会計の検査を行う。

② 会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る。

③ 会計検査院は、正確性、合規性、経済性・効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする。

(1) 従来、会計検査法は、会計検査がどのような観点から行われるべきかについて特に具体的な規定は設けられてはいなかった。しかしながら第20条第2項では、会計検査の目的として「会計経理を監督し、その適正を期し、且つ是正を図る」ことから幅広い検査が可能であると解されていた。

(2) そこで今回の法改正（平成9年12月19日）で会計検査の観点を従来から行ってきた正確性・合規性のみならず経済性・効率性・有効性であると具体的に規定したものである。



環境関係法令による規制等〔環境基準他〕

16年7月

1. 公害関係法令

- ①環境基本法
- ②大気汚染防止法
- ③水質汚濁防止法
- ④悪臭防止法
- ⑤騒音規制法
- ⑥振動規制法
- ⑦廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑧富山県環境基本条例
- ⑨富山県公害防止条例
- ⑩富山県地下水の採取に関する条例
- ⑪循環型社会形成推進基本法
- ⑫土壌汚染対策法
- ⑬ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法「PCB法」
- ⑭その他

2. 環境基準等

- ①大気汚染に係る環境基準等
- ②ダイオキシン類に係る大気環境指針等
- ③廃棄物焼却炉に係る排出基準等
- ④ダイオキシン類に係る抑制基準等
- ⑤人の健康の保護に関する環境基準
- ⑥生活環境の保全に関する環境基準（河川）
- ⑦水質汚濁に係る環境基準
- ⑧水質汚濁防止法に係る一律排水基準（有害物質）
- ⑨水質汚濁防止法に係る一律排水基準（生活環境項目）
- ⑩水質汚濁防止法に係る一律排水基準（特殊項目）
- ⑪土壌の汚染に係る環境基準
- ⑫騒音に係る環境基準
- ⑬騒音規制法による特定建設作業に伴って発生する騒音に関する基準
- ⑭騒音規制法による特定工場において発生する騒音の規制基準
- ⑮富山県公害防止条例による騒音に係る規制基準
- ⑯振動規制法による特定工場等において発生する振動の規制基準
- ⑰振動規制法による特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

設計書登録処理の手順

(操作説明)

1. 積算システム起動

利用者資格チェック

事務所番号:

利用者番号:

発注担当者の所属番号を入力

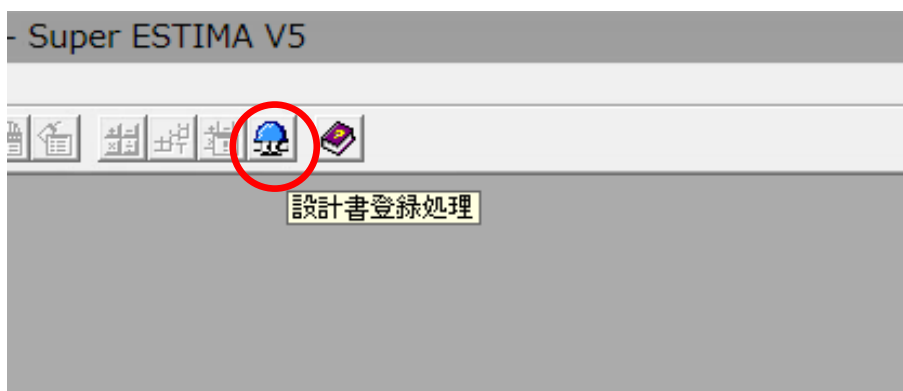
設計書作成者の職員番号を入力

OK

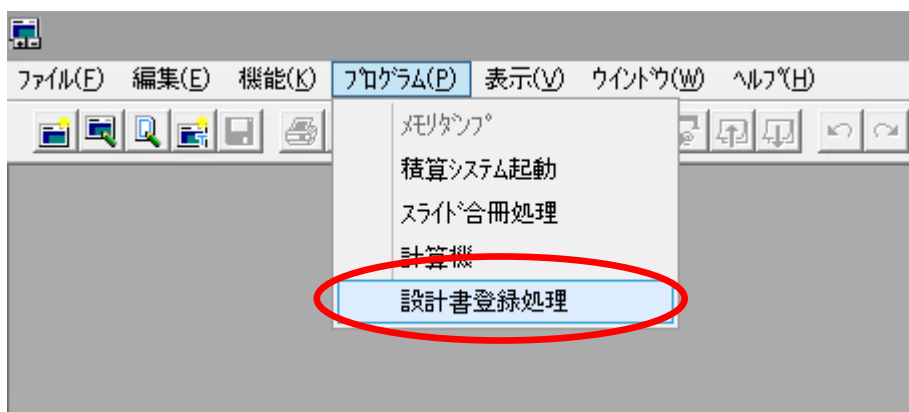
キャンセル

ヘルプ(H)

2. システム選択画面



↑アイコンの設計書登録処理を選択します。



↑又は、プログラム≫設計書登録処理を選択します。

3. 設計書登録処理

設計書登録処理

工事番号

登録元ファイル名 (フルパス入力) 参照

登録済みファイルリスト 0 件

登録する設計書
を選択

登録 登録状況 登録抹消 終了

入力項目

- ・ 工事番号 → 施行何いの「工事番号」を入力します。
- ・ 登録元ファイル名 → 参照（ファイル一覧）より選択。
- ・ **登録** → サーバーに登録します。
- ・ **登録状況** → 現在登録されている設計書を表示します。
- ・ **登録抹消** → 指示された工事番号の設計書登録を抹消します。
- ・ **終了** → 処理を終了します。

<登録設計書の管理について>

登録設計書は、本庁サーバーの各事務所フォルダに格納され、工事番号、事務所番号、職員番号で管理されます。

- ※1 設計書登録は、当初契約時に必ず行ってください。
- ※2 変更契約を行った場合には変更設計書を新たに登録し直してください。工事完了後には、最終の精算設計書が登録されているよう注意願います。
- ※3 前回登録時と工事番号、事務所番号、職員番号が同じ設計書を再度登録すると、上書き保存されます。
- ※4 工事番号が同じでも、事務所番号や職員番号が異なる場合は上書き登録できません。工事番号を間違えて登録した場合は、登録抹消してから正しい工事番号で登録し直してください。
- ※5 建設技術センターに設計積算を委託した設計書は、建設技術センターから設計書の電子データを入手し、発注事務所の担当職員が登録してください。ただし、職員番号は建設技術センターの設計担当者の番号を入力願います。